

七十七銀行・WEB通帳（通帳式定期預金）特約

1. 特約の適用範囲

WEB通帳は、個人のお客様専用の通帳を発行しない通帳式定期預金口座をいい、この特約は、WEB通帳を利用するにあたり適用される事項を定めます。なお、この特約は、次の各規定の一部を構成するとともに、同規定と一体として取扱われるものとして扱います。

- (1) 定期性預金共通規定
- (2) 期日指定定期預金規定
- (3) 自由金利型定期預金規定（共通規定）
- (4) 自由金利型定期預金規定（個別規定）
- (5) 自由金利型定期預金（M型）（単利型）規定（個別規定）
- (6) 自由金利型定期預金（M型）（複利型）規定（個別規定）
- (7) 変動金利定期預金（単利型）規定
- (8) 変動金利定期預金（複利型）規定
- (9) 半年複利型定期預金規定

2. 対象商品

WEB通帳を利用できる取引は、次の各取引のうち、自動継続のものとして扱います。

- (1) 期日指定定期預金
- (2) 自由金利型定期預金（1口1億円未満のもの）および自由金利型定期預金（M型）（1口1億円未満のもの）
- (3) 変動金利定期預金（1口1億円未満のもの）
- (4) 半年複利型定期預金

3. 通帳式定期預金口座開設時のWEB通帳の作成

通帳式定期預金口座の開設にあたっては、有通帳口座またはWEB通帳のいずれかを選択できるものとして扱います。

4. <七十七>ダイレクトサービス利用口座への登録

WEB通帳を選択した場合は、<七十七>ダイレクトサービス（インターネットバンキング）の利用口座への登録が必要となります。

5. 窓口でのお取引

(1) 預金のお預入れ

WEB通帳をご利用され、窓口でのお預入れをご希望される場合は、当行所定の申込書に署名のうえ、提出してください。この際、スマートフォンの画面等にて入金する口座番号を提示してください。なお、入金する口座番号を提示できない場合、キャッシュカードの提示を求めることがあります。

(2) 預金の払戻または解約等

WEB通帳をご利用され、窓口での払戻または解約を希望される場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により署名押印のうえ、提出してください。なお、当該預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するためのご本人を確認できる当行所定の資料の提示等を求めることがあります。この場合、

当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻し等を行いません。

6. 自動機でのお取引

自動機では、WEB通帳の定期預金への振替入金取引のお取扱いはいたしません。

7. お取引明細の取扱

WEB通帳の取引履歴は、インターネットバンキングなどでお客様自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

8. 有通帳口座からWEB通帳への切替

既存の通帳式定期預金有通帳口座をWEB通帳へ切替えるときは、インターネットバンキングにてお手続きできます。

9. WEB通帳から有通帳口座への切替

WEB通帳を通帳式定期預金有通帳口座へ切替えるときは、印章およびご本人を確認できる当行所定の資料を持参のうえ、当行窓口にお申出ください。その場合、当行所定の手数料が必要となります。

10. WEB通帳利用口座の解約

WEB通帳利用口座を解約するときは、通帳の提出に代えて、印章およびご本人を確認できる当行所定の資料を窓口にご提出いただきます。

11. 規定の変更等

この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

上記の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2024年7月15日制定)

以上